

1 趣旨

一般財団法人太子洲瀬育英基金(本基金)は、太子町内に在住している、または兵庫県立太子高等学校に在籍している高校生に対して、大学で学ぶことができるよう支給する、返済不要型の奨学資金です。大学卒業後5年以内に、太子町内の企業に就職し5年以上勤務するか、太子町内にて自らが起業し、5年以上営業を続けることが条件となります。

奨学資金を受給した人には、将来は太子町のために活躍していただけることを期待しております。

2 奨学金概要

(1) 給付月額:5万円(年額60万円)

但し入学初年度は、入学金相当額20万円支給(初年度年額80万円)

(2) 給付対象期間:2027年4月~2031年3月(最短修業年限)

(3) 初年度入学金20万円と半期分30万円は、4月末に振り込みます。後期は、9月末までに本人名義口座に振り込みます。

※ 修学支援の為に奨学金ですので、給付金は学費支弁に使用してください。

3 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方

- (1) 2027年4月に日本国内の大学(4年制の学部・学科に限る。ただし通信教育課程及び夜間学部を除く)に入学する者
- (2) 応募時点で太子町に住所を有するか、兵庫県立太子高等学校に在籍し、2027年4月2日現在、20歳以下である者
- (3) 経済的な支援を必要としている者
- (4) 大学卒業後5年以内に、太子町内の企業に5年以上勤務する意思があるか、町内にて起業し5年以上営業を継続する意思のある者

※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用について

(併用とは、当財団の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給することをいいます。)

貸与型奨学金:併用可

給付型奨学金:併用不可(ただし、海外留学支援の奨学金は併用可)

授業料減免制度又は実質的に授業料減免に相当する給付型奨学金:併用可

4 募集概要

(1) 募集期間

ア 一次選考:書類審査:2026年10月5日(月)~11月6日(金)

イ 二次選考:小論文:2026年12月7日(月)~12月18日(金)

面接:2027年1月頃個別に通知します

(2) 募集人数

1名程度

5 応募方法

<一次選考>

【応募受付期間】 2026年10月5日(月)～11月6日(金)

【申請手順】

(1) 「奨学金申請書」のPDFファイルをダウンロード・印刷の上、記載事項をご記入ください。

ただし、応募は本人からに限ります。

(2) 下記の書類5点(最新のものを)を「奨学金申請書」と同封し、当財団事務局へ郵送してください。

ア 公的機関発行の写真付証書のコピー

(例:運転免許証、パスポート、生徒証明書等)

イ 卒業見込み高校の調査書

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書(原本)

ウ 世帯全員分の住民票の写し(原本)

※ 発行日から3ヶ月以内・居住地記載あり、マイナンバーの記載なし

エ 所得・課税証明書又は非課税証明書・住民税決定証明等の原本

※ 原則として父母両方の証明書を提出

ただし、離別又は死別で一人親家庭の場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書の提出を求めることがあります。

※ 市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの

オ 健康保険証のコピー

※ 「ご家族の状況」に記載した家族全員分を提出してください。

【送付の際の注意事項】

(1) A4サイズの封筒1通にすべての書類を入れてください。

書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

(2) ホームページから書類送付確認書をダウンロードして印刷し記入の上同封してください。

(3) お送りいただいた書類は返却いたしません。

【選考結果】

2026年11月21日(土)(予定)までに、1次選考の結果(採否)の通知メールを送信いたします。

<二次選考>(一次選考に通過した方のみ)

【選考手順】

(1) 郵送にて小論文など必要書類を当財団まで郵送してください。

小論文の内容は、一次選考の結果と共にお知らせします。

【受付期間】 2026年12月7日(月)～12月18日(金)

(2) 面接試験を行います。

面接日 個別に通知します。

(3) 入学見込み大学の入学許可書をA4の用紙にコピーの上、指定する期日迄に当財団へ郵送ください。

6 書類の郵送先及び問い合わせ先

(1) 郵送先

〒671-1523 兵庫県揖保郡太子町東南737-389 兵庫太和税理士法人内
一般財団法人太子淵瀬育英基金事務局

(2) お問い合わせ先

当財団ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。

<https://ippanzaidantaishifuchiseikueikikin.hp.gogo.jp>

※ 書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます。

到着確認は、レターパック等の追跡サービスをご利用ください。



7 選考・採用内定

応募いただいたデータ及び書類をもって、当財団の奨学生選考委員により選考を行います。二次選考の選考結果（採否）は、3月中旬に本人に通知します。

なお、採用者については、在籍大学及び出身高等学校へも連絡いたします。

8 採用者の手続き

(1) 振り込み先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 確認書（誓約事項及び同意事項）

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに当財団事務局宛てに郵送してください。

9 奨学生の義務

奨学生は、次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

ア 休学するとき

イ 復学するとき

ウ 大学より停学処分を受けたとき

エ 退学するとき

オ 最短修業年限（4年間）で卒業できないことが確定したとき

カ 6年制の学部・学科に属することが明らかになったとき

キ 他の大学や学部に入籍することが決まったとき

ク 当財団の奨学金受給を辞退するとき

ケ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき

コ 当財団に登録した情報等（名前、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

10 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- (1) 休学したとき
- (2) 9 奨学生の義務(1)の提出義務を適切に果たさなかったとき

11 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- (1) 停学となったとき
- (2) 退学したとき
- (3) 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- (4) 奨学生に採用された後に学部・学科の所属が決定し、6年制の学部・学科に属する事実が判明したとき
- (5) 奨学生より辞退の申し出があったとき
- (6) 併用を認めていない他の給付型奨学金を受給したとき
- (7) 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- (8) 正当な理由なく、9 奨学生の義務(1)の提出義務を継続して果たさなかったとき
- (9) 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- (10) 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (11) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (12) 応募時に提出した書類に虚偽記載が有ることが判明した場合

12 奨学金の返還義務の発生

(1) 下記の事由いずれかに該当したときは、当財団から既に支給を受けた奨学金を直ちに返還しなければなりません。

- ※
ア 太子町内の企業に5年以上勤務していない場合
- イ 太子町内で起業して5年以上営業を継続する意思がないと認められる場合
- ※ 事情により分割返済を認める場合がある。ただし、所定の申請を提出した場合のみ適用される。

(2) 以下の場合には返還義務が免除されます。

- ア 本人が死亡した場合
- イ 本人が障害者3級以上の認定を受け、所得が著しく低くなると認められることにより返済が不可能と認められる場合
- ウ その他、上記に準ずる事情があり当財団がやむを得ないと認めた場合

13 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

14 その他

(1) 当財団の奨学金給付は、将来、兵庫県太子町の発展に寄与していただける方に学費を援助するものです。

(2) 太子町の発展に寄与しているとは下記のようなことを想定しております。(例)

ア 太子町に居住し、消防団や自治会活動、町の行事等に積極的に参加する。

(参加するだけでなく、リーダーシップを発揮していただければ尚望ましいと思われます。)

イ 太子町内に本店または営業所がある企業に就職し、勤務する。

ウ 太子町に本店をおき、自ら事業を行う。

一般財団法人 太子洲瀬育英基金 ホームページ

<https://ippanzaidantaishifuchiseikueikikin.hp.gogo.jp>

